

2022年4月1日 (当初の開始日)	2022年10月1日 通達により、開始日延期 (延期期間のはじまり)	再開日 2023年12月1日 今回のパブリックコメントの内容 (延期期間の終了)
<p>(安全運転管理者の業務) 第九條の十 法第七十四條の三第二項の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする</p>	<p>第九條の十の規定の適用については、当分の間、同條第六号中「確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行う」とあるのは「確認する」と、同條第七号中「保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持する」とあるのは「保存する」とする。</p>	<p><del>第九條の十の規定の適用については、当分の間、同條第六号中「確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行う」とあるのは「確認する」と、同條第七号中「保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持する」とあるのは「保存する」とする。</del></p>
<p>六 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行うこと。</p>	<p>六 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認する。 <del>ほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行うこと。</del></p>	<p>六 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行うこと。</p>
<p>七 前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。</p>	<p>七 前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存<del>し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。</del>する。</p>	<p>七 前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。</p>